

3 この条例でできること

以下のように確認・調査、支援、措置などが可能になりますので、これらを適切に組み合わせることで、いわゆる「ごみ屋敷」問題などの不良な生活環境の解消に向けた取組みを強化します。

確認・調査

原因者の福祉サービスの利用状況や親族関係に係る機関などに対して照会したり、原因者の土地、建物に立ち入り確認することが可能です。

支援

原因者本人が片付けに同意したにもかかわらず、経済的、身体的理由などにより自ら行うことができない場合は、福祉的・社会的支援などにより原因の解消につなげます。

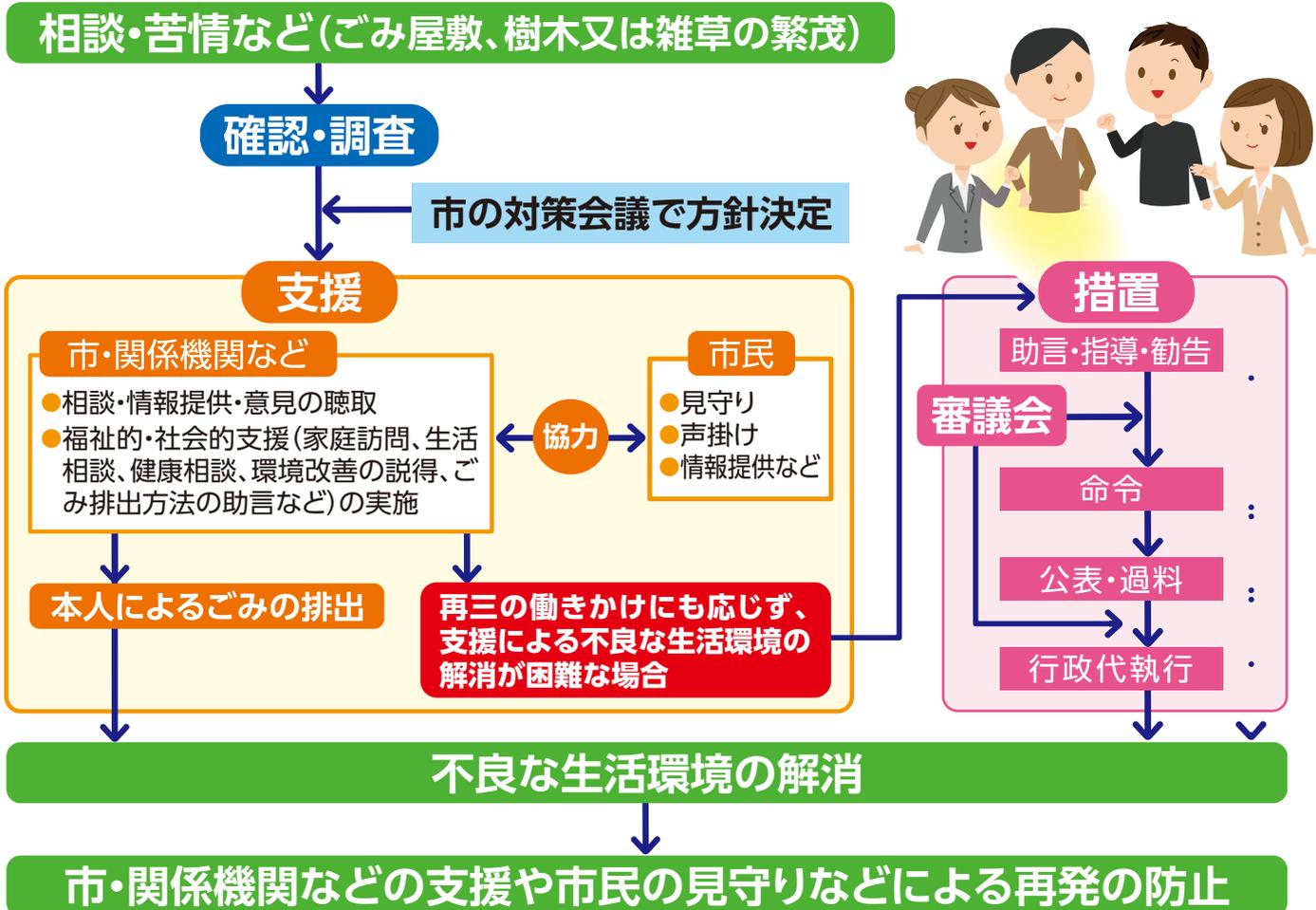
措置

周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけに応じない場合は、指導・勧告・命令・行政代執行や氏名等の公表、違反者への過料の徴収などを行うことができます。

4 審議会について

- 学識経験者などの専門家で構成された「豊橋市生活環境保全審議会」を設置し、不良な生活環境の認定やその解消について意見を聴き、適正かつ公平に対応します。
- 原因者に対し命令又は公表の措置を講じる場合や行政代執行を行うときは、審議会においてその妥当性について事前に審議します。

5 不良な生活環境の解消に向けた条例による流れ



問合せ先

豊橋市環境部廃棄物対策課 電話 0532-51-2410 ファックス 0532-56-0566
Eメール haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp

R01.12